

## 多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業実施要綱

### （目的）

第1条 本事業は、生活困窮等により多頭飼育崩壊の発生又はそのおそれのある犬又は猫の飼い主に対して、飼養している犬又は猫（以下「飼い犬・猫」という。）の避妊手術及び去勢手術（以下「手術」という。）並びに手術施設への搬出入の実施を支援することによって、飼育環境を改善し、多頭飼育崩壊を防止及び解消するとともに、適正飼養の推進及び周辺的生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定者 本事業の対象として、市長の認定を受けた者
- (2) 搬送実施者 本市の委託を受けて、手術対象の飼い犬・猫の搬送を受託する事業者
- (3) 手術実施者 本市の委託を受けて、飼い犬・猫の手術を実施可能な動物病院の獣医師
- (4) 担当手術実施者 手術実施者のうち当該手術を担当する者
- (5) 認定者等3者 認定者、搬送実施者及び担当手術実施者
- (6) 飼養場所 認定者が犬・猫を飼養している場所
- (7) 手術に係る処置 術前健診、術前準備及び開腹

### （認定基準）

第3条 市長は、本事業の認定を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合は、認定者として認定する。

- (1) 本市の区域内に居住している者
- (2) 個人市民税・府民税非課税世帯に属している者
- (3) 手術を未実施の飼い犬・猫のうち、そのいずれかを雌雄が混在して3頭以上所有し、次条の申請時に現に本市の区域内にて飼養している者
- (4) 別に定める適正飼養の基準を満たすことを誓約している者

### （認定の申請）

第4条 前条の認定を受けようとする者は、別に定める認定申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### （認定の審査及び有効期限）

第5条 市長は、前条に基づく申請があったときは、飼養状況等の確認のための現地調査を行ったうえで、申請内容を審査し、認定の可否を申請者に通知する。

- 2 認定の有効期限は、認定日から起算して60日間とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(手術日程等の調整)

第6条 市長は、第3条の認定をしたときは、認定者、搬送実施者及び手術実施者と調整し、担当手術実施者、搬送日時、手術日時その他必要な事項を決定する。

- 2 市長は、前項の調整を終了したときは、認定者等3者に調整の結果を通知する。

(搬入)

第7条 搬送実施者は、前条第2項の通知に基づき、飼養場所において、認定者に手術の危険性等を説明のうえ、手術対象の犬又は猫（妊娠している場合を含む。以下同じ。）を預かり、担当手術実施者の施設に搬入するものとする。

(手術)

第8条 担当手術実施者は、前条の搬入を受けたときは、手術対象の犬又は猫が、次の各号の条件を全て満たすことを確認したうえで、当日中に手術を実施するものとする。

- (1) 術前健診において、手術実施可能と診断されていること。
  - (2) 術前準備又は開腹時に、手術が未実施であることが確認されていること。
- 2 担当手術実施者は、手術対象の犬又は猫が、前項の条件を満たさない場合、手術不適合とし、手術を実施しない。
- 3 担当手術実施者は、第1項の手術を実施したとき、手術を実施した犬又は猫を1泊入院させ、手術後の経過を観察するものとする。

(返却)

第9条 搬送実施者は、前条第2項により、手術不適合となった犬又は猫及び前条第3項の経過観察を終了した犬又は猫を、担当手術実施者の施設から飼養場所に搬送し、認定者に手術後の注意事項等を説明したうえで返却する。ただし、前条第1項の手術により摘出された胎仔は、返却しない。

(報告)

第10条 担当手術実施者は、第8条第1項の手術又は手術に係る処置を実施したときは、別に定める日までに、市長に結果報告及び費用請求を行うものとする。

- 2 搬送実施者は、前条の返却を完了したとき又は搬送用ケージの貸出のみ実施し搬送が不要となったときは、別に定める日までに、市長に結果報告及び費用請求を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 市長は、前条の費用請求を受けたときは審査のうえ速やかに請求者に委託料を支払うものとする。

(返却後調査)

第12条 市長は、第9条の返却がなされた後、必要に応じて現地調査を実施し、飼養管理及び周辺の生活環境の状況等を確認する。

2 前項において不適切な飼養が認められた場合は、市長は、飼い主に対して適正飼養を指導し、現地調査を継続する。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、第3条による認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 手術対象の犬又は猫以外の犬又は猫の手術を不正に受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき等で、不適當であると市長が認めた場合。

(不正に対する措置)

第14条 市長は、前条の規定により認定を取り消した場合において、認定の取消しを受けた者が、本事業の搬送又は手術を不正に受けているときは、期限を定めて、当該不正により受けた搬送又は手術に係る委託料に相当する額を支払わせるものとする。

(利用の制限)

第15条 第13条により認定を取り消された者は、再度、本事業を利用することができない。

(認定者等の責務)

第16条 認定者、搬送実施者及び手術実施者は、本事業の推進に協力するものとする。

(協議)

第17条 本事業に関連して発生した事故等に対する措置については、市長、認定者等3者及び過去に認定を受けていた者のうち、当該事故等に関係する者が協議のうえ決定する。

(緊急対応)

第18条 市長は、飼い犬・猫の多頭飼育崩壊の発生による周辺の生活環境への悪影響若しくは虐待による飼い犬・猫の衰弱等の事態の防止又は抑制のため、緊急対応を要すると認

める場合は、担当手術実施者を京都動物愛護センターとして手術を行うこととし、この場合の手続は、第3条から第10条までの規定を準用する。

(実施要領)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。